

# 令和元年第4回紀の川市議会定例会 第1日

令和元年 12月 2日（月曜日） 開 会 午前 9時28分  
散 会 午後 3時24分

---

## ◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の辞職について
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更について
- 日程第4 常任委員会委員の選任
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の補充選任について
- 日程第6 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市行政ネットワーク基本システム構築機器の取得価格の変更について）
- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市防災行政無線デジタル化工事の契約金額の変更について）
- 議案第125号 教育委員会委員の任命について
- 議案第126号 紀の川市学校給食費徴収条例の制定について
- 議案第127号 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第128号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第129号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第130号 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第131号 紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部改正について
- 議案第133号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に

ついて

- 議案第134号 紀の川市営住宅条例の一部改正について  
議案第135号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について  
議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について  
議案第137号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第138号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について  
議案第139号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について  
議案第140号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第141号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について  
議案第142号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について  
議案第143号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について  
議案第144号 指定管理者の指定について（紀の川市観光交流拠点）  
議案第145号 紀の川市道路線の認定について  
議案第146号 紀の川市道路線の認定について  
議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

---

○出席議員（21名）

|             |              |               |
|-------------|--------------|---------------|
| 1番 門 眞一郎    | 2番 上 野 宗 彦   | 3番 仲 谷 妙 子    |
| 4番 船 木 孝 明  | 6番 太 田 加 寿 也 | 7番 石 脇 順 治    |
| 8番 並 松 八 重  | 9番 中 村 ま き   | 10番 大 谷 さ つ き |
| 11番 阪 中 晃   | 12番 川 原 一 泰  | 13番 高 田 英 亮   |
| 14番 室 谷 伊 則 | 15番 森 田 幾 久  | 16番 坂 本 康 隆   |
| 17番 堂 脇 光 弘 | 18番 竹 村 広 明  | 19番 石 井 仁     |
| 20番 杉 原 勲   | 21番 榎 本 喜 之  | 22番 村 垣 正 造   |

○欠席議員（0名）

---

○説明のために出席した者の職氏名

|           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 市長        | 中村 慎司 | 副市長    | 林 信良  |
| 市長公室長     | 西川 直宏 | 企画部長   | 今城 崇光 |
| 総務部長      | 柏木 健司 | 危機管理部長 | 東山 壽彦 |
| 市民部長      | 尾上 之生 | 福祉部長   | 橋本 好秀 |
| 農林商工部長    | 神徳 政幸 | 建設部長   | 湯川 晃司 |
| 会計課長      | 田村 浩美 | 上下水道部長 | 山東 邦彦 |
| 農業委員会事務局長 | 田村 善之 | 教育長    | 貴志 康弘 |
| 教育部長      | 山野 浩伸 |        |       |

---

○議会事務局職員

|         |       |          |       |
|---------|-------|----------|-------|
| 事務局長    | 中野 朋哉 | 議事調査課長   | 片山 享慈 |
| 議事調査課主幹 | 岩本 充晃 | 議事調査課副主任 | 細谷 勇紀 |

---

（開会 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、令和元年第4回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしく願いいたします。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回紀の川市議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、皆様に謹んで御報告申し上げます。

既に御承知のとおり、入院加療中でありました中尾太久也君が、去る11月24日御逝去されました。まことに痛惜、哀悼のきわみであります。ここに、故中尾太久也議員の御冥福をお祈りいたしまして、皆様とともに黙禱をささげたいと思います。

恐れ入りますが、皆様御起立をお願いいたします。

（黙禱）

○議長（坂本康隆君） 御協力、ありがとうございました。お座りください。

また、御逝去されました故中尾太久也議員に弔意を表するため、追悼の辞を送りたいと思います。

副議長 川原一泰君の発言を許可いたします。

副議長 川原一泰君。

○副議長（川原一泰君）（登壇） 追悼の辞。

同僚議員の御同意をいただき、紀の川市議会を代表して、本日開会の第4回定例会を直前にして御逝去されました中尾太久也君のみたまに対し、謹んで哀悼の意を表し、心から追悼の言葉を送ります。

中尾太久也君は、昭和30年旧打田町に生まれ、地域の人たちに慕われ、統率力と包容力を発揮してこられました。そんな君が、議員としてさらに一段の飛躍を目指していた中、病魔に倒れ帰らぬ人となられましたことは、故人にとっても、市民にとっても無念のきわみであり、きょう私が議場であなたに追悼の言葉を述べようとは夢にも思わず、まことに痛恨、哀惜の情にたえないところであり、御遺族並びにあなたを支え、信望し、将来を期待していた関係者の方々の胸中を拝察いたしますとき、涙を禁じ得ません。

君は、昭和52年に旧打田町職員、平成17年からは紀の川市職員として地域のために御尽力されてこられました。また、平成25年に紀の川市議会議員に始めて当選され、議員としての第一歩を踏み出しました。

当選以来、2期連続当選され、紀の川市の発展に尽くしてこられました。市議会では、議会運営委員会委員、厚生常任委員会委員、産業建設常任委員会委員や予算決算常任委員会委員、議員定数に関する調査特別委員会委員など多くの要職を歴任されました。その中で、産業建設常任委員会では委員長を務められ、下水道事業を初めとする汚水処理事業等の整備状況や道の駅の整備などの視察研修を行うなど、本市の発展に多大なお力添えをい

いただきました。

また、昨年秋ごろ体の不調を訴えられましたが、大韓民国西帰浦市で開催された「2018 済州国際みかん博覧会」への視察にも参加され、自分のことよりも議会を最優先し、議員としての役割を果たしました。その人柄は、多くの人に慕われ、これからが本当の力の見せどころというときに体調を崩され、幽明境を異にされましたことは残念のきわみであります。

議員活動の中で、その思い出の中には中尾君の特に柔和なまなざしと語り口で一般質問を行い、議員として堅固な信念と情熱を持ち、常に未来への希望を持って、市政に対し貴重な提言をこの壇上に立ち、行っていました。また行政に対し、意見具申するため紀の川市消防委員会委員など多くの役職につき、幅広く活躍されており、一日も早くあの穏やかな笑顔に会えることを議員一同心待ちにしておりました。人間は、この世に生をうけるときには、使命を持って生をうける、そしてその使命を全うしたときに命がなくなると聞きます。

多くの功績と足音を残されたことだと私は信じて疑いません。政治家として、また中尾太也也として、余りにも若過ぎる惜しみある生涯でしたが、人のため、地域社会のため思い切り生きた64年の人生、御苦勞さまでございました。生前の功績と市政への御尽力に対し、尊敬の念と感謝の意をささげますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

最後に、御遺族の前途に限りない御加護をいただきますようお祈りいたします。今、こうしてお別れの言葉申し上げているときも、君の人柄が目の前に蘇り、本当にこのたびの訃報は大きなショックでありました。私たち市議会議員は、あなたのとうとい御意思を継いで、及ばずながら市政の発展のため、社会のために尽くすこととお誓い申し上げ、感謝を込めて追悼の言葉といたします。令和元年12月2日、紀の川市議会副議長 川原一泰。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前 9時39分）

（再開 午前 9時40分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番 堂脇光弘君、18番 竹村広明君を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定について

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る11月21日に、議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間に決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、「市長の専決処分事項報告」の提出があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、紀の川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書の提出があり、お手元に配付しておりますので御了承願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により「定期監査の結果報告」等があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりにありますので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前 9時44分）

---

（再開 午前10時14分）

○副議長（川原一泰君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

ただいま議長 坂本康隆君から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（川原一泰君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第1 議長の辞職について

---

○副議長（川原一泰君） それでは、追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

地方自治法第117条の規定により、関係議員は除斥となります。

22番 坂本康隆君の退席を求めます。

〔22番 坂本康隆君 退席〕

○副議長（川原一泰君） 坂本議長から提出されました議長辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長 中野朋哉君。

○事務局長（中野朋哉君）（白席） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。令和元年12月2日。紀の川市議会副議長 川原一泰様。紀の川市議会議長 坂本康隆。

以上のとおりです。

○副議長（川原一泰君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

坂本康隆君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（川原一泰君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、除斥議員の入場を許可いたします。

〔22番 坂本康隆君 復席〕

○副議長（川原一泰君） 22番 坂本康隆君に申し上げます。

ただいまの議長の辞職につきましては、申し出のとおり許可されました。

坂本康隆君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

22番 坂本康隆君

○22番（坂本康隆君）（登壇） 議長退任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

平成29年の12月に、議長ということで就任させていただきました。この間、議会改革ということで、開かれた議会をということで歴代の会長、理事長、議長から申し送られ、やっと議会改革の方向、議員の皆さん、いろいろと貴重な御意見、御指導をいただいて、まだもう少し頑張ってくださいとことになっておりますけども、この議会改革は次の議長さんに進めていただきたいな、そんなに思います。

特に、議長させていただいて本当にいい経験、思い出をさせていただきました。海外の友好交流ということで西帰浦にも訪問させていただき、また近くにベトナム訪問をさせていただきました。いろいろとこれからグローバルな社会を勉強することで、我々も世界に発進していきたいなと、そんなに思っております。

それから、また和歌山で開催されたねりんピックにも開会式に参加させていただいていろんな機会を与えていただきましたことを、ここに本当にありがとうございます。これも、議会の皆さん並びに市長初め執行部の皆さんの御理解と御協力のおかげで、無事ここまで退任の日まで迎えることになりました。本当にありがとうございました。

今後とも、紀の川市議会並びに市民の皆さんが福祉向上に努めて精進してまいりたいと思いますので、さらに御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。退任の御挨拶いたします。ありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○副議長（川原一泰君） ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（川原一泰君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

---

#### 追加日程第2 議長の選挙

---

○副議長（川原一泰君） それでは、ただいまより、追加日程第2、議長の選挙を行います。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

この選挙は、投票により行います。

投票を行う前に、投票について事務局長に説明させます。

事務局長 中野朋哉君。



○事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、投票について御説明申し上げます。

この選挙は、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する同法第95条の規定が準用されるもので、有効投票の最多を得、かつ有効投票の4分の1以上の投票があった者を当選人とするものであります。

以上で、説明を終わります。

○副議長（川原一泰君） それでは、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（川原一泰君） ただいまの出席議員数は、21人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、投票点検の立会人として、8番 並松八重君、9番 中村まき君を指名いたします。

投票用紙は、これと同じものです。（投票用紙を示す）

今から、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（川原一泰君） ただいま、投票用紙を配付いたしましたが、投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○副議長（川原一泰君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○副議長（川原一泰君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。被選挙人の氏名を投票用紙に記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。白票は無効といたします。また、開票の結果、法定得票数に達していなかった場合は、改めて投票を行います。

なお、得票数が同じで、かつ法定得票数に達していた場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじによる抽せんを行いますので御承知願います。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長 中野朋哉君。

○事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、点呼いたします。

1番 門 眞一郎議員、2番 上野宗彦議員、3番 仲谷妙子議員、4番 船木孝明議員、6番 太田加寿也議員、7番 石脇順治議員、8番 並松八重議員、9番 中村まき議員、10番 大谷さつき議員、11番 阪中 晃議員、12番 榎本喜之議員、13番 高田英亮議員、14番 室谷伊則議員、15番 森田幾久議員、16番 村垣正造議員、

17番 堂脇光弘議員、18番 竹村広明議員、19番 石井 仁議員、20番 杉原勲議員、22番 坂本康隆議員、21番 川原一泰副議長。

以上です。

○副議長（川原一泰君） 投票漏れはございませんか。

〔「投票漏れなし」という者あり〕

○副議長（川原一泰君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

8番 並松八重君、9番 中村まき君、開票の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票を命じます。

〔開票〕

○副議長（川原一泰君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、うち有効投票数21票、無効投票数0票、投票総数は、出席議員と一致しております。

続いて、得票数を報告いたします。

村垣正造君 12票 室谷伊則君 9票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、村垣正造君が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（川原一泰君） 村垣正造君に通告いたします。

ただいま議長に当選された村垣正造君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から議長当選の告知をいたします。

それでは、村垣正造君に議長当選の御挨拶をお願いいたします。

○議長（村垣正造君）（登壇） ただいま皆様方の御協力により、新しく議長に就任することかできました。本当にありがとうございました。

先ほど全員協議会でも申し上げましたとおり、議会改革及びまた市政へのチェック機能を強め、そして二元代表制という議会と執行部と、これはやっぱり車の両輪のごとく、つけ過ぎず、離れ過ぎずということで、お互い市政のために頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○副議長（川原一泰君） それでは、議長が決まりましたので、議長職を交代させていただきます。

村垣議長は、議長席にお着きください。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（村垣正造君） ただいまから、議長として議事を進行を行いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

ここでしばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前11時 8分）

○議長（村垣正造君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

ただいま副議長 川原一泰君から、副議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

#### 追加日程第3 副議長の辞職について

○議長（村垣正造君） それでは、追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

地方自治法第117条の規定により、関係議員は除斥となります。21番 川原一泰君の退席を求めます。

〔21番 川原一泰君 退席〕

○議長（村垣正造君） 川原副議長から提出されました副議長辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長 中野朋哉君。

○事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。令和元年12月2日。紀の川市議会議長 村垣正造様。紀の川市議会副議長 川原一泰。

以上のおりです。

○議長（村垣正造君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

川原一泰君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、除斥議員の入場を許可いたします。

〔21番 川原一泰君 復席〕

○議長（村垣正造君） 21番 川原一泰君に申し上げます。

ただいまの副議長の辞職につきましては、申し出のとおり許可されました。

川原一泰君から発言の申し出がありますので、これを許可します。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（登壇） 1年間、副議長という大役をいただきまして、議長を補佐するという立場において、自分として自分できたかどうか非常に疑問に思っているところでございます。

しかしながら、1年という任期中、本当に皆さん方、お一人お一人から御指導、御協力をいただきましたおかげをもって、この任務を全うすることができました。このことについて心から感謝申し上げ、御礼申し上げて退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○議長（村垣正造君） ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

---

#### 追加日程第4 副議長の選挙

---

○議長（村垣正造君） それでは、ただいまより、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

この選挙は、投票により行います。

投票を行う前に、投票について事務局長に朗読させます。

事務局長 中野朋哉君。

○事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、説明をいたします。

この選挙は、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する同法第95条の規定が準用されるもので、有効投票の最多数を得、かつ有効投票の4分の1以上の投票があった者をもって当選人とするものであります。

以上です。

○議長（村垣正造君） それでは、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（村垣正造君） ただいまの出席議員数は、21人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、投票点検の立会人として、10番 大谷さつき君、11番 阪中 晃君を指名いたします。

投票用紙は、この用紙を用います。（投票用紙を示す）

今から、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（村垣正造君） ただいま、投票用紙を配付いたしましたが、投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（村垣正造君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。被選挙人の氏名を投票用紙に記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。白票は無効といたします。また、開票の結果、法定得票数に達していなかった場合は、改めて投票を行います。

なお、得票数が同じで、かつ法定得票数に達していた場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじによる抽せんを行いますので、御承知願います。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長 中野朋哉君。

○事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、点呼いたします。

1番 門 眞一郎議員、2番 上野宗彦議員、3番 仲谷妙子議員、4番 船木孝明議員、6番 太田加寿也議員、7番 石脇順治議員、8番 並松八重議員、9番 中村まき議員、10番 大谷さつき議員、11番 阪中 晃議員、12番 榎本喜之議員、13番

高田英亮議員、14番 室谷伊則議員、15番 森田幾久議員、17番 堂脇光弘議員、18番 竹村広明議員、19番 石井 仁議員、20番 杉原 勲議員、21番 川原一泰議員、22番 坂本康隆議員、16番 村垣正造議長。

以上です。

○議長（村垣正造君） 投票漏れはございませんか。

〔「投票漏れなし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

10番 大谷さつき君、11番 阪中 晃君、開票の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票を命じます。

〔開票〕

○議長（村垣正造君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、うち有効投票数21票、無効投票数0票、投票総数は、出席議員と一致しております。

続いて、得票数を報告いたします。

石脇順治君 9票 榎本喜之君 9票 中村まき君 3票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

石脇順治君、榎本喜之君の得票数は同数であり、かつ法定得票数の6票を超えております。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選を決定することになっています。

くじ引きの手順について申し上げます。

くじは、2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。抽せん棒で行い、議席番号順に引きます。2回目は、当選人を決定するためのものです。1回目のくじの結果に従ってくじを引き、このくじを引いた方というのは当選くじを手に持ちながら、このくじを引いた方を当選人といたします。

以上、御了承願います。

それでは、石脇順治君、榎本喜之君は登壇願います。

〔石脇順治君 榎本喜之君 登壇〕

○議長（村垣正造君） また、10番 大谷さつき君と11番 阪中 晃君に立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順番を決めてください。

くじを引く順番が決定しましたので報告します。

まず、石脇君、次に、榎本君。

以上のとおりです。

ただいま順番により、当選人を決定するくじを行います。

石脇順治君、くじを引いてください。

榎本喜之君、くじを引いてください。

あけてください。

くじの結果を報告いたします。

榎本喜之君が当選となりました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（村垣正造君） 榎本喜之に通告いたします。

ただいま副議長に当選された榎本喜之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から副議長当選の告知をいたします。

それでは、榎本喜之君に副議長当選の御挨拶をお願いいたします。

榎本喜之議員。

○副議長（榎本喜之君）（登壇） ただいま、副議長に選任をいただきました榎本でございます。何分、まだまだ未熟者ですが、議長を支え、そして皆さんと一緒に議会を盛り上げていきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

〔（拍手）あり〕

○議長（村垣正造君） お諮りいたします。

この際、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第5 議席の一部変更について

---

○議長（村垣正造君） それでは、追加日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思いますので、その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 中野朋哉君。

○事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、朗読いたします。

議席番号16番に、坂本康隆議員、議席番号12番に、川原一泰議員、議席番号21番

に、榎本喜之副議長、議席番号22番に、村垣正造議長。

以上のおりです。

○議長（村垣正造君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読したとおりの議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読したとおりの議席の一部を変更することと決しました。

この後、休憩しますので、ただいま決定しました議席にそれぞれお着き願います。

それでは、ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（村垣正造君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

---

#### 日程第4 常任委員会委員の選任について

---

○議長（村垣正造君） それでは、日程第4、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会の委員の選任につきましては、本年12月10日で任期満了となることに伴い、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、ただいまお手元に配付をしておりました名簿のとおり指名し、選任いたします。

---

#### 日程第5 議会運営委員会委員の選任について

---

○議長（村垣正造君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、本年12月10日で任期満了となることに伴い、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり指名し、選任いたします

ただいま日程第4で各常任委員会委員、日程第5で議会運営委員会委員を選任いたしました。委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、ただいまから各常任委員会及び議会運営委員会を開催していただき、委員長と副委員長を互選、お願いします。

ここで、委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 1時 1分）



（再開 午後 1時58分）

○議長（村垣正造君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続けます。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会を開催していただき、それぞれ委員長、副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に大谷さつき君、副委員長に太田加寿也君。

厚生常任委員会委員長に室谷伊則君、副委員長に森田幾久君。

産業建設常任委員会委員長に船木孝明君、副委員長に並松八重君。

予算決算常任委員会委員長に高田英亮君、副委員長に竹村広明君。

議会運営委員会委員長に堂脇光弘君、副委員長に上野宗彦君。

以上の議員がそれぞれ互選されました。

次に、報告ですが、議会広報特別委員会の仲谷妙子委員、大谷さつき委員、竹村広明委員から、委員を辞任したい旨の申し出があり、委員会条例第13条の規定に基づき、これを許可いたしましたので報告いたします。

お諮りいたします。

この際、議会広報特別委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料の配付〕

---

#### 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の補充選任について

---

○議長（村垣正造君） それでは、追加日程第6、議会広報特別委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

議会広報特別委員会委員の補充選任につきましては、辞任に伴う欠員3名を委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり指名し、選任いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 2時 2分）

（再開 午後 2時18分）

○議長（村垣正造君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

休憩中に議会広報特別委員会委員長 森田幾久君から、副委員長 中村真紀君から、議員定数に関する調査特別委員会委員長 村垣正造君から、副委員長 榎本喜之君から、委員長、副委員長を辞任したい旨の申し出がありました。

緊急に委員会を開催していただき、委員長、副委員長の辞任につきましては、委員会条例第12条の規定に基づき、許可されました。

なお、委員長、副委員長の辞任に伴い、新たな委員長、副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に並松八重君、副委員長に上野宗彦君。議員定数に関する調査特別委員会委員長に榎本喜之君、副委員長に石井 仁君。

以上、御報告いたします。

---

日程第6 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市行政ネットワーク基本システム構築機器の取得価格の変更について） から  
議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
まで

---

○議長（村垣正造君） 次に、日程第6、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市行政ネットワーク基本システム構築機器の取得価格の変更について）から、議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの25件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 御苦労さんでございます。

令和元年第4回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

まず、皆様方とともに紀の川市発展のために尽力くださいました中尾太久也議員が、かねて病氣療養中のところ、去る11月24日に御逝去されました。追悼の言葉を拝聴し、改めて紀の川市議会議員として活躍されていた姿が目に見え、まいりました。

ここに生前の御功績に対し、感謝の意をささげますとともに、心から御冥福をお祈りし、哀悼の意をあらわしたいと思います。

さて、新しく議長に選出されました村垣正造議長、また副議長に選出されました榎本喜之副議長、そして委員会の役職につかれました皆さん、まことにめでとございます。今までと同様、御導・御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、坂本議長、川原副議長においては、2年間どうも御苦労さんでございました。

また、先月は高齢者スポーツの祭典でもある「ねんりんピック紀の国わかやま2019」が県下各地で開催されました。紀の川市においても、ソフトボール競技に多くの選手や観客の皆さんをお迎えし、盛会裏に終了することができました。

なお、この大会に御協力をいただきました皆様方に改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、今定例会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

まず、専決処分に係る報告ですが、報告第6号及び報告第7号は、消費税率の改定に伴い取得価格等を変更するものであり、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

次に、人事に係る案件において、議案第125号は、教育委員会委員の任期満了に伴う新たな委員1名の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第126号から議案第135号の10議案ですが、主なものを申し上げますと、紀の川市学校給食費徴収条例の制定、また紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、さらに紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正など、それぞれ所要の改正を行うため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第136号から議案第143号の8議案についてですが、令和元年度紀の川市各会計における補正予算に係るもので、事業執行上、緊急を要する事業や事業執行における過不足の調整などを中心に所要の措置をお願いするものであります。

次に、議案第144号についてですが、公の施設に係る指定管理者の指定について。

次に、議案第145号及び議案第146号についてですが、寄附により取得した開発道路及び既存道路を紀の川市市道路線として認定するものであります。

最後に、議案147号については、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

提案理由として、令和3年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、県知事と協議し総務大臣に提出するためであります。なお、この整備計画は、鞆渚地区における公共施設を複合化するためのものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げますが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 続いて、補足説明を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） それでは、議案書の1ページをごらんください。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年第3回紀の川市議会定例会において、財産の取得として議決をいただきました紀の川市行政ネットワーク基本システム構築機器の取得価格の変更でございます。

専決の理由につきましては、議案書2ページの専決処分書理由欄に記載のとおり、消費税率の改定に伴い取得価格を変更する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

中段に記載しております3、取得価格が消費税率改定分として496万円増額し、変更後の金額が税込みで2億7,280円となったもので、専決日は、令和元年10月1日でございます。

以上が、専決処分の主な内容でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） それでは、議案書の3ページをごらんください。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明いたします。

本件につきましては、平成27年第3回紀の川市議会定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただきました紀の川市防災行政無線デジタル化工事の契約金額の変更でございます。

専決の理由につきましては、4ページの専決処分書の理由欄に記載のとおり、消費税率の改定に伴い、契約金額を変更する必要性が生じたが緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

中段に記載しております3、契約の金額が消費税率改定分として376万3,194円増額し、変更後の金額が、税込みで8億4,013万3,554円となったもので、専決日は、令和元年10月1日でございます。

以上で、専決処分の主な内容でございます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから議案第125号 教育委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

議案書5ページをお願いします。

記といたしまして、住所、紀の川市貴志川町前田212番地、氏名、中西啓子、昭和28年4月15日生まれでございます。

提案理由といたしましては、中西啓子君を紀の川市教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案資料の1ページに略歴を掲載しておりますので、御高覧ください。

任期につきましては、令和2年1月28日から4年間となっております。

以上、御審議の上、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第126号 紀の川市学校給食費徴収条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書6ページをお願いします。

紀の川市学校給食費徴収条例を制定するため、議会の議決を求めるもので、提案理由といたしましては、小学校及び中学校において学校給食費の公会計化に伴い、必要な事項を定めるためでございます。

議案第7ページから8ページをごらんください。

第1条では、本条例は、学校給食法に基づく徴収業務について必要な事項を定めるという趣旨を規定しています。また、第2条から第6条においては、学校給食費に係る対象者、額、納期、減免制度、滞納者に対する督促等について規定し、最後の第7条におきましては、教育委員会規則への委任について規定するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとし、施行日前に実施した学校給食費については従前の例によるものと規定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（村垣正造君） 総務部長 柏木健司君。

○総務部長（柏木健司君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第127号から議案第129号の3議案について、補足説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第127号 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例の制定についてでございます。

本条例の制定につきましては、市町村でばらばらであった臨時・非常勤職員の任用、勤務条件を確保し統一する目的で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、令和2年度より会計年度任用職員制度を導入するもので、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。

議案書10ページから20ページになります。

第1条は、この条例の趣旨を。

第2条で、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員それぞれの給与の定義を定めてございます。

第3条から第15条では、フルタイム会計年度任用職員の給与について、別表第1の給料表1級から3級を使用、また給料のほかに通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当の支給及び支給方法について定めております。

第16条から第26条では、パートタイム会計年度任用職員の給与について、別表第1の給料表1級から3級を勤務時間で割り戻して使用、また報酬のほかに特殊勤務手当、超

過勤務手当相当分の報酬、通勤手当、期末手当の支給及び支給方法について定めております。

第27条から第29条につきましては、会計年度任用職員の法定外控除、給与決定の特例、規則委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第128号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係条例の整備をするものでございます。

議案書22ページから28ページになります。

第1条につきましては、紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の改正に伴う引用条文を改正するものでございます。

第2条につきましては、紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の休職処分について規定をしてございます。

23ページ、第3条につきましては、紀の川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の懲戒処分について規定をしてございます。

24ページ、第4条につきましては、紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第7条、第8条で、会計年度任用職員の育児休業等について規定をしております。

25ページ、第5条につきましては、紀の川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条で、人事行政の運営等の公表にフルタイム会計年度任用職員を含む規定をしております。

第6条につきましては、紀の川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

26ページ、別表において、特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ移行する職種を削除するものでございます。

27ページ、第7条につきましては、紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第2条で、職員の定義を明確化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第129号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例の制定につきましては、令和元年8月7日の人事院勧告に基づく公務員の給与改

定に関する取り扱いについて、令和元年10月11日に閣議決定されたことにより、紀の川市職員の給与に関する条例等の関係条例4条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書30ページから45ページになります。

第1条及び38ページの第2条につきましては、紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第1条で、第26条第2項第1号で、令和元年12月の勤勉手当の支給率を100分の92.5から100分の97.5に改めるものでございます。

また、31ページからの別表第1及び35ページからの別表第2の改正につきましては、平成31年4月1日に遡って給料表を平均0.1%増額改定するものでございます。

38ページをお願いいたします。

第2条では、住居手当に関し、第19条第1項で住居手当の支給対象者の月額家賃の下限を1万2,000円から1万6,000円に、第2項で、住居手当の上限を2万7,000円から2万8,000円に改めるものでございます。

また、第26条第2項第1号におきまして、第1条の改正で12月の勤勉手当の支給率を100分の97.5に改めたものを令和2年から6月、12月ともに100分の95に改めるものでございます。

続きまして、40ページの第3条及び次ページにかけて第4条につきましては、紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。

第3条の改正において、第2条第5項は市長等の令和元年12月の期末手当の支給率を100分の167.5から100分の172.5に改めるものでございます。

次の第4条の改正において、第2条第5項は、第3条の改正で市長等の期末手当の支給率を100分の172.5に改めたものを、令和2年から6月、12月もとに100分の170に改めるものでございます。

続きまして、41ページの第5条及び次のページの第6条の改正につきましては、紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第5条の改正において、第7条第5項は、特定任期付職員の令和元年12月の期末手当の支給率を100分の160から100分の180に改めるものでございます。

また、次の別表第2は、人事院勧告に基づき、給料月額を改めるものでございます。

第6条の改正において、第7条第5項は第5条の改正で、特定任期付職員の期末手当の支給率を100分の180に改めたものを令和2年から6月、12月ともに100分の170に改めるものでございます。

続きまして、43ページの第7条及び次のページの第8条の改正につきましては、紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第7条の改正におきまして、第7条第2項は、議会議員の令和元年12月の期末手当の支給率を100分の222.5から100分の227.5に改めるものでございま

す。

44ページの第8条の改正において、第7条第2項は、第7条の改正で、議会議員の期末手当の支給率を100分の227.5に改めたものを令和2年から6月、12月ともに100分の225に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、第1条、第3条、第5条、第7条につきましては、公布の日から施行し、第2条、第4条、第6条、第8条は、令和2年4月1日から施行するものと規定してございます。

第2項では、第1条、第3条、第5条、第7条につきましては、平成31年4月1日から適用するものとして規定してございます。

第3項では、既に支払った給料をこの条例の内払いとみなすものとする規定してございます。

以上で、議案第127号から議案第129号の補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（村垣正造君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） それでは、議案第130号、議案第131号の2議案について、補足説明いたします。

議案書の46ページ、議案第130号 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、説明いたします。

提案の理由は、令和2年度から公営企業会計に移行予定の紀の川市公共下水道事業及び紀の川市農業集落排水事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用し、必要な事項を定めるものでございます。

議案書47ページをごらんください。

第1条は、設置の目的と紀の川市公共下水道事業及び紀の川市農業集落排水事業を「下水道事業」と定めております。

第2条は、下水道事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものでございます。

第3条は、経営の基本。

第4条は、重要な資産の取得及び処分。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除。

第6条は、会計事務の処理を。

48ページ、第7条は、議会の議決を要する負担つき寄附の受領等。

第8条は、業務状況説明書類の作成について規定しております。

附則といたしまして、第1項は、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項、紀の川市特別会計条例、50ページの第4項、紀の川市公共下水道事業基金条例。



52 ページ、第5項、紀の川市農業集落排水処理施設条例。

57 ページの第6項、紀の川市公共下水道条例。

61 ページの第8項、紀の川市農業集落排水事業基金条例の五つの条例は、本条例の制定に踏まえ、一部を改正するものでございます。

続きまして、議案書の64 ページ、議案第131号 紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について、説明いたします。

本条例は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が施行されたことに伴い改正を行い、また人口の減少等に伴う水道料金収入の減少や老朽化した多くの水道施設や水道管に多額の更新費用が必要となるため、水道水の安定供給及び水道事業の健全な運営を図るために水道料金の改定を行うこととともに、所要の改正を行うものでございます。

66 ページをごらんください。

新料金表では、現行の料金体系と同じ基本料金と従量料金の二部料金制を採用しておりますが、今後の水需要が減少傾向にありますので、経営の安定化をつなげるため、基本料金の改定率を20%引き上げ、従量料金で調整を行い、料金改定率は平均18%となっております。

附則としまして、施行期日はこの条例中、別表第2の改正は令和2年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行します。

経過措置としまして、改正後の別表第2の規定は、令和2年5月使用分の料金から適用し、同年4月使用分までの料金については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、2議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村垣正造君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書68ページ。

議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

本条例の改正につきましては、紀の川市国民健康保険直営診療施設であります鞆瀬診療所及び細野診療所での普通診断書ほかの発行手数料について、県内保険診療施設での平均的な手数料単価に比べ安価であることから、施設運営上の財源確保の観点からも、今回それぞれの単価を見直したく、所要の改正を求めるものでございます。

議案書69ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例。

第2条、使用料及び手数料の額では、第1項に新たに第4号として、診断書、その他の証明書の交付に係る手数料の額は、別表に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする）を加えるほか、第3条、使用料及び手数料の減免とともに字句の修正を行っております。

次ページの第2条関係、別表では、表中区分の名称を改め、普通診断書ほかそれぞれの種別1通につき記載の金額のとおり改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案第133号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書の71ページ及び72ページをごらんください。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正をお願いするものであります。

具体的には、災害援護資金の償還金を支払い猶予可能とし、破産の場合は免除するものでございます。また、免除等のため市に資産・収入を調査する権限を付与するものであります。

以上、議案第133号の説明です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（村垣正造君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、議案第134号 紀の川市営住宅条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書の73ページをごらん願います。

公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令が公布され、公営住宅法施行規則の一部改正が施行されたこと等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案書74ページから75ページの新旧対照表をごらん願います。

紀の川市営住宅条例第4条の2の公募の例外について、土地区画整理法第3条第3項もしくは第4項を引用していたものが、法改正に伴い、第3条第4項もしくは第5項に改正されたことによるものでございます。

また、紀の川市営住宅条例第14条の収入の申告等について、公営住宅法施行規則第8条を引用していたものが、国の省令改正に伴い、第7条に改正されたことによるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案書の76ページをごらんください。

議案第135号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

今回の改正につきましては、市が所管する施設において指定管理者制度を導入する際の指定管理者の候補者選定を行うことを目的に、紀の川市指定管理者選定委員会を設置するため改正するものでございます。

議案書77ページをごらんください。

改正部分につきましては、表の右側、改正後の中断下線部分となります。附属機関の名称としまして、紀の川市指定管理者選定委員会、担任する事務として、指定管理者の選定についての調査及び審議に関する事務を追加するものでございます。

議案書78ページをごらんください。

附則としまして、第1項に、この条例は、公布の日から施行することを規定しております。

次に、第2項には、紀の川市指定管理者選定委員会を設置することにより、同時に紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、表の右側、改正後の中段下線部分のとおり、区分に、指定管理者選定委員会委員、報酬の額に日額7,000円を追加で定めるため、改正することを規定するものでございます。

説明は、以上でございます。

続きまして、議案書の79ページをごらんください。

議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に、令和元年度補正予算書と書いている冊子の1ページ。

令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）をごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,024万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311億9,696万2,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正に係る規定でございます。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

次に、2ページをごらんください。

第1表 歳入では、使用料及び手数料、県支出金のうち県補助金、繰入金、諸収入をそれぞれ増額し、一方、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金のうち県負担金、市債をそれぞれ減額しております。

次に、3ページ、4ページの歳出では、各費目ごとに事業執行上急を要する事業及び過不足の調整について補正予算措置を行っております。

次に、5ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正として、鞆淵地区公共施設等新築工事設計委託、曾山地区基本調査委託、観光交流拠点管理運営委託、図書館システムクラウドサービス利用、聖火リレー交通誘導警備委託、学校給食委託の6件を追加するものでございます。

なお、別冊の令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）に関する説明書に、歳入

歳出それぞれ各事業ごとに説明欄においてその内容を掲載しておりますので、ごらんおき願います。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、議案第137号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の7ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,939万1,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊の紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページから4ページをお願いいたします。

歳入では、一般会計繰入金を調整し、歳出につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整を予算措置するものでございます。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書81ページをお願いいたします。

議案第138号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

別冊の補正予算書10ページをお願いいたします。

令和元年度、紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,443万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,520万4,000円とするものでございます。

別冊の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）に関する説明書3ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の保険給付費の増加見込みに伴うもののほか、資格確認等のためのシステム改修や育児休暇等取得職員の人員補充のための経費として所要の予算措置をお願いするもので。

歳入では、3款、1項、1目、保険給付費等交付金で、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の保険給付費の追加補正に伴う保険給付費等普通交付金の増額を。

5款、1項、1目、一般会計繰入金では、国庫補助金を除く職員給与費等繰入金の増額を。

9款、1項、1目、国民健康保険制度関係業務事業補助金では、システム改修に係る補助金の追加をお願いするものでございます。

4 ページ、歳出の1款、1項、1目、一般管理費では、育児休暇等取得職員の代替職員雇用に要する共済費及び賃金を。13節、委託料では、システム開発委託料を計上してございます。

2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費の19節、負担金補助及び交付金では、一般被保険者の療養給付の増加見込みにより、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費でも、給付の増加見込みにより追加をお願いするものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案書82ページの議案第139号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書13ページから15ページになります。

令和元年度紀の川市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ73億5,316万9,000円と定めるところの補正予算です。

補正内容については、別冊の令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算（第2号）に関する説明書3ページから4ページになります。

先に、4ページの歳出をお願いします。

歳出については、4款、3項、1目、包括的支援事業費の人件費について、人事院勧告に基づく調整と臨時職員雇用に係る経費として109万7,000円を増額補正するものです。

次に、3ページに戻っていただいて、歳入ですが、歳出の人件費の増額分109万7,000円に対して、3款、国庫支出金で、国38.5%の42万2,000円、5款、県支出金で、県19.25%の21万2,000円、7款、繰入金で、市19.25%の21万2,000円と保険料23%相当分として、準備基金繰入金25万1,000円をそれぞれ補正するものです。

以上、議案第139号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の補足説明です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村垣正造君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第140号から議案第143号の4議案について一括説明させていただきます。

まず、議案書の83ページ、議案第140号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の補正予算書の16ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ832万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,229万6,000円とするものでご

ざいます。

補正の内容につきましては、別冊の紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書、3ページをごらんください。

歳入においては、一般会計繰入金の調整。

4ページ、歳出では、人事院勧告に基づく人件費の調整及び前年度分消費税の申告確定による中間納付分の増額。

5ページ、公債費では、繰り越し事業分の借入額確定に伴う長期債元金・利子・償還金の増額を行うものです。

続きまして、議案第141号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別冊の補正予算書、19ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,056万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

歳入においては、一般会計繰入金の調整。

歳出では、下水道事業の法的化に伴うシステム運用の変更に係る改修費の増額を行うものでございます。

続きまして、議案第142号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の補正予算書の22ページをごらんください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しています。

内容につきましては、1款、水道事業費用、1項、営業費用で160万6,000円の増額を行っています。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しています。

収入につきましては、1款、資本的収入で2,441万1,000円の減額。

内訳は、1項、企業債で3,020万円の減額。2項、国庫補助金で980万円の減額。3項、工事負担金で2,558万9,000円の増額。4項、出資金で1,000万円の減額。

支出では、建設改良費で3万6,000円の増額をするとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について補填方法を調整しております。

補正の詳細については、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の4ページをごらんください。

収益的支出につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整及び料金改定対応に係るシステム改修費の増額。

5ページの資本的収入は、災害対策として実施する水道管路耐震化に係る長期債の借入金、国庫補助金及び一般会計出資金について工事負担金への財源振替を行うものでございます。

6ページの資本的支出は、人事院勧告に基づく人件費の調整を行うものでございます。

続きまして、議案第143号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の補正予算書の24ページをごらんください。

第2条として、収益的支出の補正を計上しております。

内容につきましては、1款、工業用水道事業費用、1項、営業費用で3万9,000円の増額を計上しております。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページをごらんください。

収益的支出で、人事院勧告に基づく人件費の調整を行うものでございます。

以上、4議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村垣正造君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案第144号 指定管理者の指定についての議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の87ページをお開きください。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市観光交流拠点、所在地は、紀の川市貴志川町神戸802番地1です。2、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人 紀の川市フルーツ観光局、所在地は、紀の川市貴志川町神戸802番地1です。代表者は、代表理事 大原 稔でございます。3、指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（村垣正造君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、議案第145号、議案第146号の2議案について、御説明申し上げます。

まず、議案書88ページから89ページをごらん願います。

議案第145号 紀の川市道路線の認定については、寄附により取得した開発道路を市道路線とするものでございます。

認定路線について、整理番号1番から10番で、路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書90ページをごらん願います。

議案第146号 紀の川市道路線の認定については、既存道路を市道路線とするもので

ございます。

認定路線について、整理番号11番から14番で、路線名及び起終点を記載してございます。

なお、別冊の議案資料として、2ページから15ページにそれぞれ位置図を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案書の91ページをごらんください。

議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、補足説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次の92ページ、93ページに記載のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、議案書下段に記載のとおり、紀の川市における総合的かつ計画的な行財政の運営を図るため、令和3年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するに当たり、県知事と協議し、総務大臣に提出するためでございます。

また、辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定の主な目的につきましては、92ページの2、公共的施設の整備を必要とする事情の（3）施設の整備を図ることが特に必要である事情に記載のとおり、当該辺地における防災拠点である鞆淵出張所及び地元消防団詰所等消防施設は、真国川増水の際、孤立するおそれがあることから、庁舎の機能確保のため移築が必要であり、あわせて鞆淵診療所につきましても新耐震基準を満たしておらず、今後の医療体制を確保していくためにも改修が必要であること。

また、これらの施設整備に際し、複合化を行うことにより地域住民や利用者の利便性向上、さらに整備維持コストの抑制を図れることから、鞆淵出張所、地元消防団詰所等消防施設、鞆淵診療所の機能を備えた複合施設の整備を進めるためでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村垣正造君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第6のうち、議案第125号 教育委員会委員の任命については人事に関する案件でありますので、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第125号につきましては、本日直ちに質疑、討論、採決まで行うこ



とに決しました。

それでは、議案第125号 教育委員会委員の任命について、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第125号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、議案第125号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第125号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（村垣正造君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は、同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、明後日12月4日、水曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 3時24分）